

件名	愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
主管課	総務部 管理局 人事課職員厚生室
根拠法令等	国家公務員等退職手当法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成23年3月30日公布・施行）

【改正の概要】

国家公務員について、昭和48年5月17日（退職手当の在職期間通算制度の施行日）前に退職手当の支給を受けて公庫等職員となり、引き続き公庫等職員として在職した後に引き続き国家公務員となった者が退職した場合、その者に対する退職手当の額は当該支給された退職手当の額に利息相当額を加えた額を控除することとなっている。

当該利息相当額を算定する際に用いられる利率について、平成22年度以後退職した場合に適用される各年度の利率が改められたので、県職員の退職手当についても、国の規定に準じ、附則別表に定める利率を改正するもの

（改正前分）		（今回改正分）	
～ H12年度	年5.5%	H22年度	年1.8%
H13～H16年度	年4.0%	H23年度	年1.9%
H17年度	年1.6%	H24年度	年2.0%
H18年度	年2.3%	H25年度	年2.2%
H19年度	年2.6%	H26年度	年2.6%
H20年度	年3.0%	H27年度	年2.9%
H21年度～	年3.2%	H28年度	年3.4%
		H29年度	年3.6%
		H30年度	年3.9%
		H31年度	年4.0%
		H32年度～	年4.1%

施行日 公布の日

【その他参考事項】

- 1 本制度により算定される場合の退職手当の算定方法例（附則第14項に該当する場合）

昭和48年5月17日より前に職員が退職し、退職手当を支給され、引き続き特定指定法人（通算制度を有する公庫等、地方公社）職員となり、退職後、再度引き続き職員となり退職した場合

最終退職時に全期間（特定指定法人の期間や先の公務員期間を含む。）を通算して退職手当額を算出

退職手当額Aに、利息相当額（Aの支給を受けた日の翌日から最終退職日の前日までの期間につき附則別表に定める利率により複利計算）を加算した額を算出

で算出した額から で算出した額を控除した額を最終の退職手当額Bとして支給



- 2 利率の決定の根拠

国が行う公的年金の財政再計算の際に用いられる予定運用利回りの見直しに応じて定められている。

- 3 本制度の適用がある愛媛県内の法人（昭和48年以前に設立されていたもの）

愛媛県住宅供給公社、日本道路公団、本州四国連絡橋公団の3つのみ。

- 4 本制度による退職手当の算定が必要な職員の状況

本県現職者の中で該当者は現在のところ存在しないが、今後、国や他県等の該当職員が人事交流により本県職員となる可能性がある。